

京労基発 0106 第 2 号
令和 8 年 1 月 6 日

関係機関・団体 各位

京都労働局労働基準部長



化学物質対策セミナーの開催について

日頃は、労働行政に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類にのぼり、その中には、危険性や有害性が不明な物質が多く含まれます。

また、化学物質による休業 4 日以上の労働災害（がん等の遅発性疾病を除く。）のうち、特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号）等の特別規則による規制の対象となっていない物質に起因するものが多数を占めています。

これらを踏まえ、特別規則による規制の対象となっていない物質への対策の強化を主眼とし、国によるばく露の上限となる基準等の制定、危険性・有害性に関する情報の伝達の仕組みの整備・拡充を前提として、事業者が、危険性・有害性の情報に基づくリスクアセスメントの結果に基づき、国の定める基準等の範囲内で、ばく露防止のために講ずべき措置を適切に実施する制度を導入したところです。

こうした規制の対象となる化学物質（リスクアセスメント対象物）は順次拡大され、令和 8 年 4 月から約 2,900 物質が規制対象となります。これに伴い、対策を講ずべき事業場の範囲が、第三次産業を含めた幅広い業種に大幅に拡大します。

なお、令和 7 年 5 月 14 日に、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律が公布され、危険性・有害性情報の通知義務（SDS の交付等の義務）に罰則を設けること（公布後 5 年以内に施行）や、個人ばく露測定を作業環境測定として位置づけ、作業環境測定士による実施を義務づけること（令和 8 年 10 月施行）等も新たに規定されています。

業種・規模に関わらず、リスクアセスメント対象物を製造、取扱い等を行う全ての事業場において、化学物質管理者を選任し、化学物質を管理していく必要があり、第三次産業の事業場や中小零細事業場に対しても、新たな化学物質規制を広く浸透させる取組が重要となります。

加えて、国際的には、「化学物質に関するグローバル枠組み（G F C）—化学物質や廃

棄物の有害な影響から解放された世界へ」(第5回国際化学物質管理会議採択)において、多様な分野（環境、経済、社会、保健、農業、労働等）における多様な主体（政府、政府間組織、市民社会、産業界、学術界等）によるライフサイクル（製造から製品への使用等を経て廃棄まで）を通じた化学物質管理が求められていることから、国内の化学物質管理において関係省庁が連携し相乗効果を高めていくことが必要です。

このような背景を踏まえ、厚生労働省は、経済産業省、環境省等の関係行政機関、災害防止団体等安全衛生関係団体、労働団体や事業者団体等の幅広い協力を得て、**第2回化学物質管理強調月間**を、添付の実施要綱及び以下のスローガンの下で展開することにより、広く一般に職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るとともに、化学物質管理活動の定着を図ることとしました。

スローガン（810点の作品から選考）

「慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方」（金賞）

「リスクを理解し 正しく管理 化学物質から身を守ろう」（銀賞）

「みんなで実践 適正管理 化学物質の安全ルール」（銅賞）

つきましては、添付の開催通知文の通り、同月間中の令和8年2月6日(金)午後に、京都府及び京都市の後援（いずれも申請中）により、標記セミナーをWEB参加及び会場参加のハイブリッド方式にて開催いたしますので、傘下の団体、会員事業場等に周知していただきますよう、特段のご配慮をお願いいたします。

担当官職氏名及び連絡先等

京都労働局 労働基準部 健康安全課

統括特別司法監督官（併任）地方労働衛生専門官 山田英輔

電話：075-241-3216

※ 京都労働局労働基準部長印の押印は、「都道府県労働局公印取扱要領」第8条第3項の規定に基づき、その印影を印刷しています。